

岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

岩出市告示第10号

平成20年1月18日

(趣旨)

第1条 この告示は、本市発注工事の円滑かつ適正な履行の確保に資するため、入札参加者の指名停止等措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他建設工事に関連する調査業務等をいう。
- (2) 入札参加資格者 岩出市建設工事等請負業者選定要綱（平成9年岩出町要綱第11号）に規定する競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 本市発注工事 本市が発注する建設工事等をいう。
- (4) 公共建設工事 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体が発注する建設工事等をいう。
- (5) 一般建設工事 前2号以外の建設工事等をいう。
- (6) 公共機関 贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。
- (7) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。
- (8) 役員等 法人の役員、支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者、若しくは一定の比率（5%）以上の株式を保有する株主若しくは一定比率（5%）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められる者をいう。
- (9) 使用人 前号に掲げるもの以外の雇用関係にある者をいう。
- (10) 指名停止 入札参加資格者が、別表第1、別表第2及び別表第3の各項（以下「別表各項」という。）左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、別表各項右欄に定める期間に応じて本市発注工事の指名の対象外とする措置をいう。
- (11) 業務 個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。
- (12) 業務関係法令 建設業法、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。
- (13) 労働者使用関係法令 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。

- (14) 環境保全関係法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等をいう。
- (15) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (16) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (17) 下請契約等 一次若しくは二次下請以降すべての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (18) 不当要求行為等 暴力行為及び脅迫行為、又は威迫行為等により要求する行為等をいう。
- (19) 不適切な安全管理措置 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白な場合をいう。
- (20) 負傷者 医師により30日を超える治療を要する負傷と診断された者をいう。
- (21) 重症者 医師により60日を超える治療を要する負傷と診断された者又は後遺症が残る負傷と診断された者をいう。
- (22) 建設業法違反 技術者の不設置、施工体制台帳の不作成、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結など建設業法に規定される条文に違反した場合をいう。

(審査)

第3条 市長は、入札参加資格者が別表各項に規定する停止理由に該当する事案が発生したときは、岩出市建設工事等請負業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

(指名停止)

第4条 市長は、入札参加資格者が別表各項左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、これらの同表右欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、建設工事等の契約を行うために指名を行うときは、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

3 市長は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請人があることが明らかとなったときは、当該下請人について、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体の指名停止を行う場合については、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる

者を除く。)について、指名停止を行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定により指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体の指名停止については、当該入札参加資格者と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第6条 入札参加資格者が一の事案により別表各項左欄の措置要件の2以上に該当したときは、これらの措置要件に定める指名停止の期間のうち最も長いものを適用する。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項右欄に定める期間の2倍の期間とする。この場合において、当該期間は3年を限度とする。

- (1) 別表各項左欄の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき(次号又は第3号に掲げる場合を除く。)。ただし、別表各項左欄の措置要件に該当する基となった事実又は行為が明らかに既に措置した指名停止より前であると判断できる場合は、措置要件の対象としない。

- (2) 別表第2第1項左欄の措置要件及び別表第3に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当するとき。

- (3) 別表第2第2項及び第3項に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当するとき。

- 3 市長は、入札参加資格者について指名停止の前に情状酌量すべき特別の理由が明らかであるとき、又はその理由が指名停止の決定後明らかになったときは、別表各項及び前2項の規定により定めた指名停止の期間の2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。この場合において、指名停止1月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 4 市長は、入札参加資格者が別表2第2項左欄の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。この場合において、指名停止1月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 5 市長は、本市に対して談合等の解明に自主的に協力した入札参加資格者が別表第2第2項又は第3項左欄の措置要件に該当した場合(前項に該当した場合を除く。)は、当該規定に定められた指名停止の期間の2分の1を乗じた期間を指名停止の期間とすることができる。この場合において、指名停止1月の期間に2分の1を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

- 6 市長は、入札参加資格者に極めて悪質な理由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な理由が指名停

止の決定後明らかとなったときは、別表各項右欄に定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。この場合において、当該期間は3年を限度とする。

7 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるとき（逮捕されたものが嫌疑がないとして不起訴になったとき等をいう。）は、指名停止を解除するものとする。

8 指名停止期間中の入札参加資格者について、新たに別表第2第1項、第2項又は第3項の措置要件に該当し、指名停止を行うこととなった場合の指名停止期間は、当該指名停止期間に既に措置されている指名停止期間の残存期間を加算した期間とする。この場合において、加算後の指名停止期間は3年を超えないものとする。

（指名停止の承継）

第7条 指名停止期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も引継ぐものとする。

（指名停止等の通知）

第8条 市長は、第4条若しくは第5条の規定により指名停止を行い、第6条第3項若しくは第4項の規定により指名停止の期間を変更し、第6条第7項の規定により指名停止を解除し、又は第6条第8項の規定により指名停止期間中の入札参加資格者とは別に再度指名停止を行う場合は、当該入札参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止、指名停止期間の変更及び指名停止解除の通知をする場合において、当該指名停止理由が本市発注工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を求めるものとする。

（指名停止等の期間の始期）

第9条 指名停止期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

2 指名停止期間中の入札参加資格者とは別に再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止を決定した日とする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 指名停止期間中の入札参加資格者は、随意契約の相手方となることができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第11条 指名停止期間中の入札参加資格者は、本市発注工事を下請してはならない。

（指名停止に至らない理由に関する措置）

第12条 市長は、指名停止に至らない軽易な理由がある場合において、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、書面又は口頭の方法により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第13条 市長は、別表各項左欄に掲げる措置要件に該当する場合のほか、入札参加資

格者が経営不振に陥ったと認められるとき、又は本市発注工事を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、当該入札参加資格者を指名の対象外とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年 1 月18日から施行する。
(岩出市建設工事等請負業者指名停止要綱の廃止)
- 2 岩出市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成9年岩出町要綱第10号)は、廃止する。

附 則(平成22年10月1日岩出市告示第171号)

- 1 この告示は、平成22年10 月1日から施行する。

附 則(令和3年1月22日岩出市告示第8号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>1 建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>ア 本市発注の工事のとき。</p> <p>イ 和歌山県内の他の建設工事等のとき。</p> <p>(2) 本市発注工事において、施工不良等の不備が認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。)</p> <p>(3) 第1号ア及び第2号において、重大な瑕疵があり、再三の指摘にもその対応に誠意がないと認められたとき。</p> <p>(4) 市発注工事について工事成績が著しく不良なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>12月</p> <p>3月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 本市発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を解除したとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき。</p> <p>(3) 履行遅延があったとき。</p> <p>ア 2月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1月以上2月未満の履行遅滞</p> <p>ウ 1月未満の履行遅滞</p> <p>(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害防止及び危険防止対策が不良のとき。</p> <p>イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理等が不良であるとき、又は、正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(5) 契約に違反し、社会保険等未加入建設業者を下請負人としたとき。</p> <p>(6) 契約に伴い提出する誓約書で誓約した内容に違反したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月</p> <p>24月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>1月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>3 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市発注工事における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の建設工事等における事故</p> <p>ウ 和歌山県外の工事等における事故(多数(5名以上をいう。)の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 本市発注工事における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したものに限る。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4から6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>2から4月</p> <p>2月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係事故)</p> <p>4 安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市発注工事における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の建設工事等における事故</p> <p>ウ 和歌山県外の建設工事等における事故(多数(5名以上をいう。)の死傷</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2から4月</p> <p>2月</p> <p>2月</p>

<p>者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)</p> <p>(2) 負傷者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市発注工事における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の建設工事等における事故(重傷者を出したものに限る。)</p> <p>5 前各号に掲げる場合のほか、審査会において指名停止等の措置を必要と認めるとき。</p>	<p>1 から 3 月</p> <p>1 月</p> <p>当該認定した日から 2 4 か月以内</p>
--	--

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 入札参加資格者が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 本市の職員に対する贈賄	2 4 月
(2) 和歌山県内の他の公共機関の職員に対する贈賄	1 2 月
(3) 和歌山県外の公共機関の職員に対する贈賄	6 月
(独占禁止法違反)	
2 業務に関し入札参加資格者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に反し、本市発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
ア 本市発注の工事における違反	2 4 月
イ 和歌山県内の他の建設工事等における違反	1 8 月
ウ 和歌山県外の建設工事等における違反	1 2 月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。	
ア 本市発注工事における違反	1 2 月
イ 和歌山県内の他の建設工事等における違反	8 月
ウ 和歌山県外の建設工事等における違反	6 月
(談合等)	
3 入札参加資格者等が談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 本市発注における談合等	2 4 月
(2) 和歌山県内における談合等	1 8 月
(3) 和歌山県外における談合等	1 2 月
(談合による損害賠償請求)	
4 入札参加資格者等に談合があったとして、本市が損害賠償請求を行ったとき。	当該認定をした日から
(1) 本市が提起した談合による損害賠償請求訴訟において入札参加資格者等の談合が認定されたとき。	6 月
(2) 本市が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。	3 月
(建設業法違反)	
5 入札参加資格者等が建設業法違反を行い、本市発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設業法違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき。	
ア 本市発注工事における違反	9 月
イ 和歌山県内の他の建設工事等における違反	6 月
ウ 和歌山県外の建設工事等における違反	4 月
(2) 建設業法違反により営業停止処分を受けたとき。	
ア 本市発注工事における違反	6 月
イ 和歌山県内の他の建設工事等における違反	4 月
ウ 和歌山県外の建設工事等における違反	3 月
(3) 建設業法違反により指示処分を受けたとき。	
ア 本市発注工事における違反	4 月
イ 和歌山県内の他の建設工事等における違反	3 月
ウ 和歌山県外の建設工事等における違反	3 月

<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>6 本市発注工事の契約に当たり、その前提となる次の各種申請書等に虚偽の記載をし、本市発注の工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書</p> <p>(2) 一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料</p> <p>(3) 受注希望公募型競争入札及び条件付き一般競争入札に係る技術資料</p> <p>(4) 経営規模等評価申請書</p> <p>(5) 建設業許可申請書一式</p> <p>(6) その他必要とする申請書等</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>7 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、本市発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 入札参加資格者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為</p> <p>イ 本市内における暴力行為</p> <p>ロ 本市外における暴力行為</p> <p>エ 入札参加資格者等のうち、使用人が行った暴力行為</p> <p>イ 本市内における暴力行為</p> <p>ロ 本市外における暴力行為</p> <p>(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 重加算税を徴せられたとき。</p> <p>(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。</p> <p>(5) 本市発注工事の入札等において正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。</p> <p>(6) 本市発注工事の入札等の事務において正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。</p> <p>(7) 本市発注工事の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(8) 本市発注工事に係る非公表とされている情報を不正に入手、若しくは入手しようとしたとき。</p> <p>(9) 低入札価格調査制度に基づく調査報告書一式に虚偽記載をするなど不誠実な行為をしたとき。</p> <p>(10) 低入札価格調査に関し事情聴取に応じない又、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等不誠実な行為をしたとき。</p> <p>(不当要求行為等)</p>	<p>当該認定した日から</p> <p>9月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>1月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
<p>8 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不当要求行為等を行い、本市発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注工事に関し、暴力団等から不当要求行為等を受けたにもかかわらず岩出市に報告せず、又は所管の警察に報告若しくは届出をしなかったとき。</p> <p>(2) 本市発注工事の下請契約等に際し、直接又は第三者が介入し、不当要求行為等を行った者、不当要求行為等を行ったとして行政指導等を受けた者又は当該下請契約等を締結した者</p> <p>ア 不当要求行為等を行った者又は不当要求行為等を行ったとして行政指導等を受けた者</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>12月</p>

イ 当該下請契約等を締結した者	6月
(3) 本市発注工事に関し、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者と入札参加資格停止期間に相当する期間中（12月）に新たに下請契約等を締結した者（第1号の工事を除く。）	1月
(4) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をした者又は暴力を用いた者	当該事実発生の翌年の 12月31日まで
(5) 岩出市の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損した者 (反社会的行為)	当該事実発生の翌年の 12月31日まで
9 入札参加資格者等（使用人を除く。）が極めて重大な反社会的行為があり、本市発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 新聞等に報道されたとき。	3月
(2) 刑法（明治40年法律第45号）に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3月
(経営不振)	
10 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から金融 機関の取引再開されるなど 経営状態の改善が認められ るまで
(その他)	
11 前各号に掲げる場合のほか、審査会において指名停止等の措置を必要と認めるとき。	24月以内

別表第3 暴力団排除対策関係

措置要件	期間
<p>岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく、排除措置の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。</p> <p>(1) 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 法人等の役員等又は使用人が、(1) から (5) のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>6月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>6月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>6月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>6月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p> <p>6月を経過し、かつ、改善が認められるまで</p>